

住民監査請求 監査結果

第1 請求人

千代田区民 1名

第2 請求の要旨

前千代田区長石川雅己氏は、その地位を利用して区の総合設計制度及び地区計画制度において特定の事業者の特段の便宜を図り、当該事業者が区内で販売した分譲マンションを申し込みや抽選することなく家族とともに優先的に購入し、うち1戸については、購入後短期間で売却することで、多額の転売利益を受けていた。

また、昨年行った違法な区議会解散通知は区政に著しい混乱を招いた。

こうした行為は、一般職員であれば区の倫理規程に抵触し、懲戒処分となる事案であり、処分された場合、当然ながら職員の退職手当の支給額に影響を及ぼす。

組織の長であった前千代田区長石川雅己氏には、組織の長としてより高い倫理観が求められているのは当然であり、退職手当2417万6800円全額が支給されていることは違法・不当な支出であり、千代田区長樋口高顕氏が前千代田区長石川雅己氏に対して退職手当の全部または一部を千代田区に返還するように請求することを求める。(原文のまま)

第3 請求の受理

本件請求は、令和3年3月23日に提起され、地方自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を備えているものと認め、これを受理した。

第4 監査の執行

1 監査期間

令和3年3月23日から令和3年5月14日まで

2 監査対象部課

政策経営部人事課

3 請求人の陳述及び証拠提出

令和3年4月9日に請求人の陳述を聴取した。

請求人は、事実証明書のほか追加資料（15ページのとおり）を提出した。

4 監査対象部課の説明及び証拠提出

令和3年4月20日に関係職員に対して説明を求めた。

（出席者：政策経営部長、行政管理担当部長、総務課長、人事課長、給与・厚生係長）

千代田区長は、弁明書及び資料（15ページのとおり）を提出した。

第5 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 理由

（1）関係法令等

本件請求に係る関係法令等は、次のとおりである。

ア 地方自治法

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定

時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

イ 地方公務員法

（この法律の適用を受ける地方公務員）

第4条 この法律の規定は、一般職に属するすべての地方公務員（以下「職員」という。）に適用する。

2 この法律の規定は、法律に特別の定めがある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（降任、免職、休職等）

第28条 略

2～3 略

4 職員は、第16条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。

（懲戒）

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第 57 条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
 - 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
 - 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合
- 2 職員が、任命権者の要請に応じ当該地方公共団体の特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の地方公務員、国家公務員又は地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。）その他その業務が地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち条例で定めるものに使用される者（以下この項において「特別職地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続く職員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。）、特別職地方公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続く職員としての在職期間を含む。次項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。
- 3 職員が、第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続く職員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又はこれらの規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間中に第一項各号の一に該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。
- 4 職員の懲戒の手續及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。

ウ 千代田区長等の退職手当に関する条例

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、区長等が退職した場合にその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。区長等が任期満了により退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び区長等となつたときもまた同様とする。

(普通退職の場合の退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、退職の日における給料月額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

区長	勤続期間1年につき	100分の470
副区長	勤続期間1年につき	100分の290
教育長	勤続期間1年につき	100分の220

(その他)

第7条 第2条の規定による遺族の範囲及びその退職手当を受ける順位、遺族からの排除、勤続期間の計算、退職手当の支給の制限、刑事事件に関し退職した場合等における退職手当の取扱い、退職手当の支給の一時差止め、退職手当の返納その他退職手当の支給に関しては、一般職の職員の退職手当について定められているものの例による。

エ 職員の退職手当に関する条例

(定義)

第15条 この条から第22条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。
- (2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この条から第21条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職。以下

この号において同じ。)を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関をいい、これらの機関がない場合にあっては、当該職員の退職の日において当該職員の占めていた職の任命権を有する機関をいう。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第 16 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

2～3 略

(退職手当の支払の差止め)

第 17 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に

対し、当該一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
- (2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕さ

れているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合
 - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第13条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の支払を受けるに至つたときを含む。）において、当該退職をした者が既に第13条の規定による退

職手当の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理

機関は、当該遺族に対し、第 16 条第 1 項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 3 退職手当管理機関は、第 1 項第 3 号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 千代田区行政手続条例（平成 8 年千代田区条例第 2 号。以下「行政手続条例」という。）第 3 章第 2 節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項及び第 2 項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第 1 項又は第 2 項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第 19 条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第 16 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第 13 条第 3 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第 21 条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第 21 条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- （1） 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- （2） 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
- （3） 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き

続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第13条第1項又は第5項の規定による退職手当の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。
- 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 5 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 6 第16条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（2）認定事実

本件請求に関し、次に掲げる事実を認定した。

ア 千代田区（以下「区」という。）は、令和3年2月22日付で千代田区長樋口高顕（以下「新区長」という。）が前千代田区長石川雅己（以下「前区長」という。）に対し、令和3年2月7日任期満了に伴う退職手当2,417万6,800円の支給決定の通知を行い、同支給決定に基づき支給済みである。

イ 前区長は、令和2年7月28日付で「千代田区議会の解散について（通知）」との文書を千代田区議会議長小林たかや（以下「議長」という。）あて通知している。

また、千代田区議会の解散の効力については、東京地方裁判所が、解散処分無効確認請求事件の判決が確定するまで停止する決定を令和2年8月7日に出している。その後、前区長は、同年同月11日に当該解散について取消しする旨の文書を議長あてに通知している。

ウ 前区長は、令和2年8月12日開会の令和2年第2回千代田区議会臨時会継続会で、区議会解散の判断について区民及び区議会議員に多大なるご心痛をかけたことを謝罪している。

(3) 監査委員の判断

普通地方公共団体の長の退職手当については、地方自治法第204条第2項の規定により条例で支給することができ、同条第3項ではその額及び支給方法は条例で定めなければならないと規定している。

そこで区は、同条の規定に基づき、「千代田区長等の退職手当に関する条例」（以下「区長退職手当条例」という。）を制定し、運用している。

ア 前区長に対する退職手当の支給決定の違法性について

令和3年2月22日付で新区長が通知した前区長に対する退職手当（以下「本件退職手当」という。）の支給は、任期満了に伴う退職を理由として、区長退職手当条例第2条及び第3条に則り決定されたものである。

請求人は、区長退職手当条例第7条が「…退職手当の支給の制限…に関しては、一般職の職員の退職手当について定められているものの例による。」と規定していることを根拠に、「職員の退職手当に関する条例」を準用して前区長の退職手当を不支給又は減額すべきであった旨主張する。

しかしながら、地方公務員に対する懲戒免職等処分は、一般職の場合は、地方公務員法に規定されているが、特別職である首長に対する処分については規定がなく、首長に対する懲戒免職等処分は法律上予定されていない。他方、区の「職員の退職手当に関する条例」第16条第1項は、退職手当の支給制限を行うことができる対象者を「(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者」と規定しているが、区長が懲戒免職等処分を受けたり、地方公務員法第28条第4項の規定によって失職や退職をすることは法制度上ありえない。

したがって、区長退職手当条例第7条の条文中の「退職手当の支給の制限」との文言は、そもそも区長の退職手当に関しては適用が想定されていないというべきであって、同条の文言を根拠に区長の

退職手当の支給制限を行うことは、条例の解釈上不可能と解さざるを得ない。よって、本件退職手当の支給は、同条の規定になんら違反するものではなく、適法である。

イ 前区長に対する退職手当の支給決定の不当性について

前区長が議長あてに、千代田区議会解散通知及びその後の当該解散についての取消通知を行ったことは認められる。このことに関して、前区長は、令和2年8月12日開会の令和2年第2回千代田区議会臨時会継続会で、区議会解散の判断について区民及び区議会議員に多大なるご心痛をかけたことを謝罪していることから、区政に混乱を招いたことは否定できないと言える。

区政に混乱を招いた前区長に対し退職手当が満額支給されたことについて、区民の中に様々な意見があることは容易に想像できるところである。しかし、区長退職手当条例に区長の退職手当の支給を制限できる具体的な規定が存在しない以上、新区長は、前区長の退職手当を区長退職手当条例にしたがって粛々と支給決定するほかない。その意味で新区長は前区長の退職手当の支給決定に関して裁量権を有していないのであって、退職手当の制度目的に照らして明らかに不適切といえるような特段の事情を見出すことはできない以上、今回の退職手当の支給決定は正当である。

なお、前区長が特定の事業者の特段の利益を図り、区内分譲マンション等を優先的に購入したこと等の主張については、地方自治法第100条に基づき千代田区議会に設置された委員会の調査においても解明しきれなかったことでもあるし、監査委員がそれらを解明する立場にもないから、検討には及ばないと考える。

上記ア及びイにより、新区長が本件退職手当を全額支給したことは違法又は不当な公金の支出であるとはいえない。したがって、本件退職手当の全部又は一部の返還を請求する事由はない。

ウ 結語

よって、本件請求には理由がないと認められるので、地方自治法第242条第5項の規定により主文のとおり決定する。

令和3年5月14日

千代田区監査委員 印東 大祐

同 野本 俊輔

同 桜井 ただし

提出書類

第1 請求人

1 3月23日受付

- (1) 住民監査請求書
- (2) 資料
 - ① 石川雅己氏による議会解散通知
 - ② 議会解散の無効を求める訴状
 - ③ 議会解散の効力の執行停止を求める申立書
 - ④ 石川雅己氏の100条委員会における偽証・証言拒絶に関する告発状
 - ⑤ 「総合設計制度及び地区計画制度に関する調査」報告書
 - ⑥ 退職手当決定通知書

2 4月8日受付

- (1) 追加資料
 - ① NHK事件記者 取材note

3 5月6日受付

- (1) 追加資料
 - ① 陳述の質問についての回答

第2 監査対象部課

1 4月12日受付

- (1) 弁明書
- (2) 提出資料
 - ① 千代田区長等の退職手当に関する条例（抄）
 - ② 職員の退職手当に関する条例（抄）
 - ③ 地方公務員法（抄）
 - ④ 地方自治法施行規程（抄）
 - ⑤ 最高裁判決昭和46年6月24日昭和42年（オ）692号
 - ⑥ 静岡地裁判決平成8年6月25日平成7年（行ウ）3号
 - ⑦ 退職手当制度研究会編著『公務員の退職手当質疑応答集』（抄）